

令和8年度伊勢志摩及び周辺地域における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業
伊勢志摩エリア関連事業者の機運醸成業務 業務委託仕様書

(1) 委託業務名

令和8年度伊勢志摩及び周辺地域における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業伊勢志摩エリア関連事業者の機運醸成業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託業務の目的

観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地事業」において、令和5年3月28日に伊勢志摩及び周辺地域（以下「伊勢志摩地域」という。）がモデル観光地に選定され、令和5年度において、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「発注者」という。）が中心となり、伊勢志摩地域への高付加価値旅行者の誘客に向けた取組の方向性等について盛り込んだマスタープランを策定した。

令和7年度には、地域プレイヤーの発掘及び伊勢志摩地域における関係人口の創出を目的に、伊勢志摩地域の住民及び地域事業者等の域内人材だけでなく、地域との関わりを求める域外人材も参加する共創型ワークショップを開催した。その結果、参加者間での交流を通じたコミュニティが形成され、地域プレイヤーとしての活躍の素地づくりを行った。引き続き、観光における地域プレイヤーの巻き込みに向けて地域で提供したい滞在価値の具体化が求められる。

本業務では、地域プレイヤーの活用を具体的に検討するだけでなく、伊勢志摩地域の滞在価値の具体化を目的に、観光地づくりの研究会及び共創型ワークショップを実施する。合わせて、伊勢志摩地域における地場産業や自然環境等の観光資産の多様な利活用を検討するための調査検討等を実施し、高付加価値な観光地づくりの機運醸成を推進する。

(3) 履行期間

契約日から令和9年2月19日まで

(4) 委託上限金額

9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 委託業務の内容

業務の実施に当たっては、三重県及び日本政府観光局（JNTO）が実施する同種の事業の動向を踏まえつつ、いずれの事業とも分担や相乗効果を見据えるよう留意すること。

① 観光地づくりの機運醸成に向けた研究会の企画・運営

- ・ 伊勢志摩地域の事業者等5名程度を中心メンバーとした観光地づくりの研究会を企画、運営すること。研究会のメンバーやテーマ、内容は発注者と協議の上、確定する。
- ・ 滞在価値の共通理解を促進するために、現地フィールドワーク等を3回程度、実施すること。
- ・ 滞在価値の共通理解を具現化するために、フィールドワークと関連したグループワークを実施すること。
- ・ 研究会の運営にあたり、開催の告知及び参加者情報の取りまとめ等、参加者への連絡業務を実施すること。

② 観光地づくりの機運醸成に向けた勉強会の企画・運営

- ・ 伊勢志摩地域の住民及び地域事業者等の域内人材だけでなく、地域との関わりを求める域外人材に対して、本事業の理解促進を効果的に図る勉強会の機会を3回程度設け、企画・運営を行うこと。勉強会のテーマは発注者と協議の上、確定する。
- ・ 勉強会の開催においては、伊勢志摩地域内外から観光地づくりに資する講師をキャストイングすること。
- ・ 勉強会の運営にあたり、開催の告知及び参加者情報の取りまとめなど、機運醸成に向けた参加者とのリレーション構築を図ること。

③ 研究会及び勉強会の開催に向けた広報活動等

- ・ 研究会及び勉強会の運営にあたり、プレスリリース（合計2本以上）を作成・配信すること。配信のタイミングは、発注者との協議の上、確定すること。
- ・ Facebook等のSNSでコミュニティを開設する等、勉強会の参加者同士の交流を促進させることで、関わりしるの相乗的な磨き上げを促進すること。

④ 伊勢志摩地域の観光資産の利活用に向けた調査・検討

- ・ 伊勢志摩地域において、これまで活用の難しかった地場産業や自然環境等の観光資源の発掘及び活用のポテンシャルを整理すること。
- ・ 滞在価値の向上に向けたロードマップ等を作成し、具体的な利活用の検討を進めること。
- ・ 検討した内容について、次年度以降の活用に向けたレポートにまとめること。

⑤ 実施結果の報告と分析

- ・ 契約締結後2週間以内に、「①」から「④」の実施計画書を作成し、発注者に対して提出と概要の説明を実施すること。
- ・ 履行期間末日までに、「①」から「④」の実施結果及び成果をまとめた業務報告書を作成し、発注者に対して提出と概要の説明を実施すること。

(6) 財産及び著作権

本業務によって取得した一切の財産・著作権は観光庁に属するものとする。成果品等に、受託者の有する知的財産権（著作権、技術、情報等を含む。）が含まれる場合、権利は受託者に留保されるが、発注者は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

原則、本業務によって取得した情報及び資産は、第三者による二次利用をしないこととするが、本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」を財源としているため、その成果は観光庁に開示する義務がある。

(7) 成果品及び提出期限

次の成果品を、履行期間末日までに発注者へ納入するものとする。

- ① 業務報告書（校了済PDF、Microsoft データ等二次加工可能なもの）一部
- ② その他業務で作成した資料（校了済PDF、Microsoft データ等二次加工可能なもの）一式
- ③ 交通費に関する証憑の電子データ（PDF）
 - ・ 航空券・新幹線・在来線特急券領収書（新幹線・在来線の乗車券分は不要）
 - ・ 搭乗券半券又は搭乗証明書（航空券使用時のみ）
 - ・ 高速料金・車両燃料費の領収書等

※成果品の著作権等の取り扱いについては、発注者に帰属することとする。ただし、成果品のうち従前より著作権を有するものについては、著作権は留保されるが、発

注者に利用を無償で許諾するものとする。

※電子データは、Microsoft Windows 11 上で表示可能なものとする。

(8) 支払の方法

契約代金の支払いに関しては、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局（以下、「事務局」という。）を通じて支払われるものとする。支払時期は発注者及び事務局と協議の上、調整を行う。別途、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 事業の手引き」を参照の上、必要帳票等を整理すること。

(9) その他

本仕様書に定めのない事項が生じた場合及び疑義が生じた場合は、その都度発注者及び受注者が協議し定めるものとする。

その他委託内容に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が相談を行い決定する。